(趣旨)

第1条 この要綱は、都市緑地法(昭和48年法律第72号。以下「法」という。)第60条第1項 及び第61条第1項に規定する市民緑地設置管理計画(以下「計画」という。)の認定の実施に 関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 市民緑地 法第55条第1項に規定する市民緑地をいう。
 - (2) 緑化施設 法第55条第1項に規定する緑化施設をいう。

(市民緑地の対象区域)

第3条 計画の認定を申請しようとする者は、「第3次宇都宮市緑の基本計画」で定める緑化重点 地区のうち、別表第1に定める地区を対象区域とする。

(認定の申請)

- 第4条 計画の認定を申請しようとする者は、市民緑地設置管理計画認定申請書(様式第1号)を 市長に提出するものとする。
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書面等を添付するものとする。
 - (1) 市民緑地を設置する土地等について所有権その他の使用の権限を有することを証する書面
 - (2) 付近見取図
 - (3) 配置図
 - (4) 面積算出表
 - (5) 計画立・断面図
 - (6) 緑化面積求積図
 - (7) その他必要な図書
- 3 計画の申請に当たっては、次の各号に掲げる基準を満たさなければならない。
 - (1) 新たに整備しようとする緑地又は緑化施設であること。
 - (2) 市民緑地の設置に当たり、他制度の優遇措置が適用されていないこと。
 - (3) 他制度により確保が義務付けられている緑地又は緑化施設でないこと。

(計画の認定)

第5条 市長は、法第61条第1項に規定する認定の基準を満たしていると認めるときは、市民緑地設置管理計画(変更)認定書(様式第2号)により認定を行うものとする。

(計画の変更)

- 第6条 法第61条第1項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、法第62条の規定による当該認定を受けた計画の変更をしようとするときは、市民緑地設置管理計画変更認定申請書(様式第3号)を市長に提出するものとする。
- 2 前条の規定は、前項の計画の変更の認定について準用する。

(市民緑地の設置及び管理状況の報告)

第7条 法第63条の規定による市民緑地の設置についての報告は市民緑地設置完了後すみやかに、管理の状況についての報告は事業年度終了後3月以内に、市民緑地設置管理状況報告書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(改善命令等)

- 第8条 法第64条の規定による改善に必要な措置の命令(以下「改善命令」という。)は、市民緑地改善命令書(様式第5号)により行うものとする。
- 2 認定事業者は、改善命令に基づき必要な措置を行ったときは、その内容を市民緑地改善報告書 (様式第6号)により、改善措置完了後すみやかに市長に報告するものとする。

(認定の取消し)

第9条 法第65条の規定による計画の認定の取消しは、市民緑地設置管理計画認定取消書(様式 第7号)により行うものとする。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

この要綱は、令和7年10月1日から適用する。

別表第1(第3条関係)

旭1丁目,池上町,泉町,一番町,今泉1丁目・2丁目,駅前通り1丁目・2丁目・3丁目,江野町,

大通り1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目,小幡1丁目・2丁目の一部,川向町,清住1丁目・2丁目,材木町,栄町,

桜1丁目の一部・2丁目の一部・3丁目の一部・4丁目の一部・5丁目の一部,

三番町、宿郷1丁目の一部・2丁目の一部、千波町、

対象区域

中央1丁目・2丁目・3丁目・5丁目,中央本町,伝馬町,中河原町,仲町,

西1丁目・2丁目の一部, 二番町, 塙田1丁目の一部・2丁目・3丁目・5丁目の一部, 馬場通り1丁目・2丁目・3丁目・4丁目,

東宿郷1丁目・2丁目・3丁目の一部・4丁目・5丁目・6丁目の一部,

二荒町, 本町, 本丸町, 曲師町, 松が峰1丁目・2丁目の一部,

南大通り1丁目・4丁目, 宮園町, 宮町, 宮みらい,

元今泉1丁目・2丁目の一部・3丁目の一部・4丁目・5丁目・6丁目